

茨城労働局
栃木労働局
群馬労働局
埼玉労働局
発 表
平成 28 年 12 月 27 日

担 当	茨城労働局労働基準部監督課 課長 佐川正孝 電話 029-224-6214
	栃木労働局労働基準部監督課 課長 西川聡子 電話 028-634-9115
	群馬労働局労働基準部監督課 課長 永田卓也 電話 027-896-4735
	埼玉労働局労働基準部監督課 課長 子安成人 電話 048-600-6204

北関東 4 労働局合同の年末建設一斉監督結果を公表します

～508 現場の 51%で労働安全衛生法違反を是正指導～

北関東の 4 労働局（茨城・栃木・群馬・埼玉）は、本年 12 月 1 日（木）から 14 日（水）に実施した各管内建設工事現場の一斉監督結果をとりまとめました。

年末・年始は休工前の作業前倒し、年度末に向けた工事量の増加などから繁忙期となり、現場内の作業の輻輳等から労働災害が発生しやすく、また法令違反の作業状態となりやすいため、4 労働局管内のすべての労働基準監督署（30 署）が一斉に監督指導を実施しました。この結果の概要は以下のとおりです。

【監督指導結果の概要】

○建設工事現場数

北関東管内の監督指導対象の建設工事現場数は 508 現場で、元請業者及び協力（下請）事業者数は、合計 1,877 事業者です。

（参考）埼玉県内は 127 現場（同 611 事業者）

○法令違反の状況

労働安全衛生法令違反の是正指導を行った建設工事現場数は 261 現場（違反率：51.4%）で、協力（下請）業者を含めた違反事業者数は 592 事業者（同 31.4%）です。

上記違反のうち、高所作業の墜落防止措置（手すり、防網等）を行っていないなど、重大な労働災害のおそれがある足場設備等の使用・作業停止命令の行政処分は 46 現場で 95 件です。

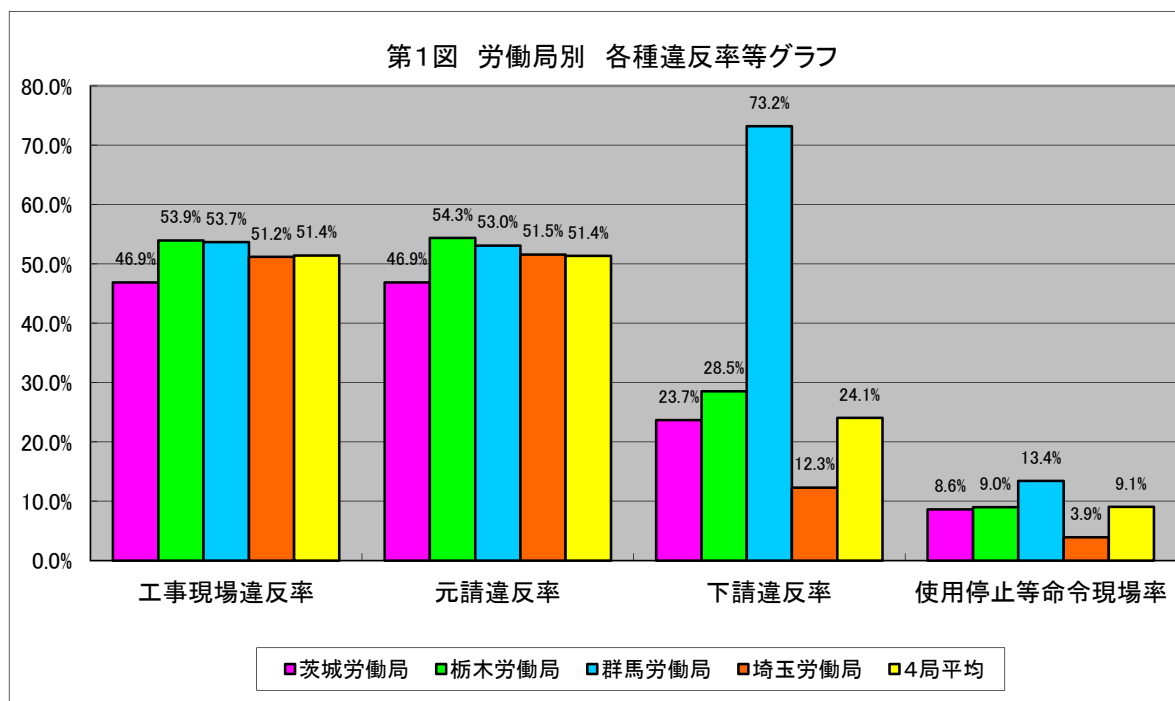
（参考）埼玉県内 127 現場のうち、労働安全衛生法令違反の是正指導を行ったものは 65 現場（違反率：51.2%）で、下請業者を含めた違反事業者数は 142 事業者（同 19.2%）です。

このうち足場設備等の使用停止・作業停止命令の行政処分は 5 現場で 10 件です。

北関東4局一斉建設現場監督指導実施結果

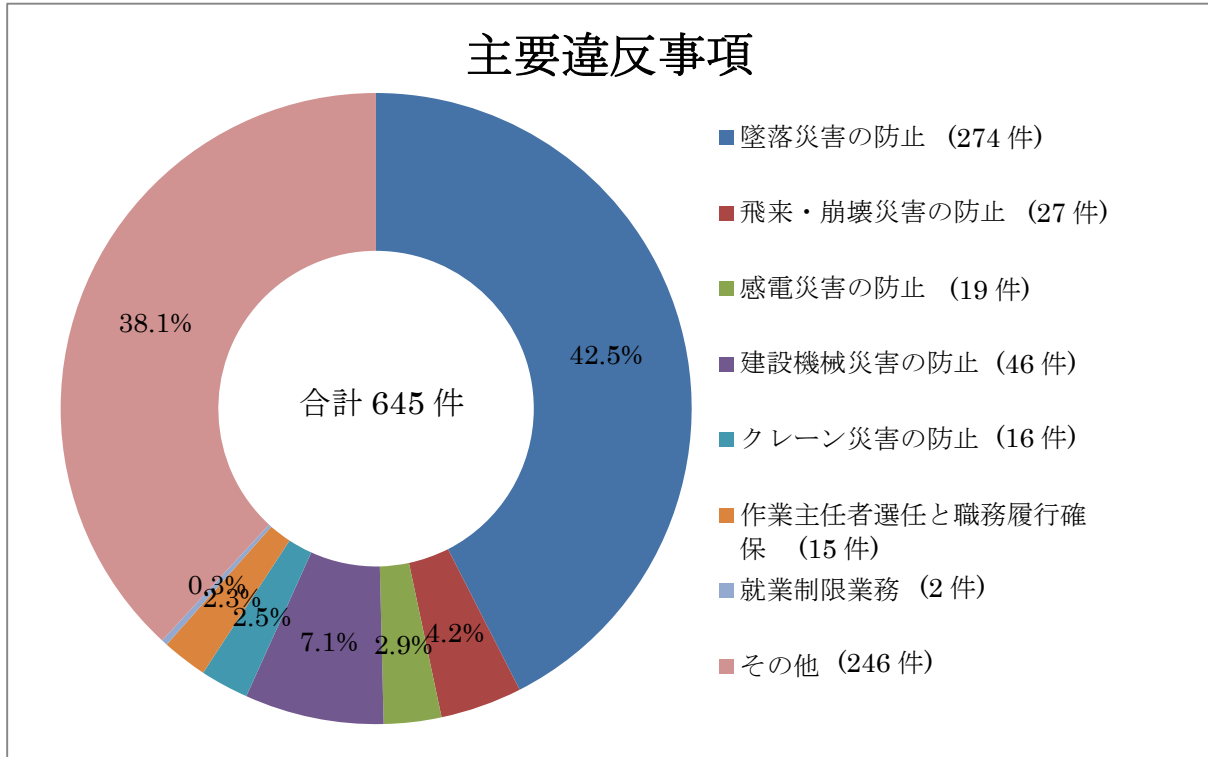
1 北関東4労働局における一斉建設現場監督指導実施結果については次のとおりです。

	茨城労働局	栃木労働局	群馬労働局	埼玉労働局	4局合計
監督実施工事現場数	128	89	164	127	508
うち違反工事現場数	60(46.9%)	48(53.9%)	88(53.7%)	65(51.2%)	261(51.4%)
うち使用停止等処分現場数	11(8.6%)	8(9.0%)	22(13.4%)	5(3.9%)	46(8.7%)
監督実施事業場数	466	383	287	741	1877
元請事業場数	128	92	164	130	514
うち違反事業場数	60(46.9%)	50(54.3%)	87(53.0%)	67(51.5%)	262(51.2%)
下請事業場数	338	291	123	611	1363
うち違反事業場数	80(23.7%)	83(28.5%)	90(73.2%)	75(12.3%)	328(24.1%)
使用停止等命令書交付事業場数	23(4.9%)	18(4.7%)	44(15.4%)	10(1.4%)	95(5.1%)



2 主要違反事項の内訳をみると、墜落災害の防止に関する違反が274件(42.5%)と最も多く、以下、建設機械災害の防止に関する違反46件(7.1%)、飛来・崩壊災害の防止に関する違反27件(4.2%)、感電災害の防止19件(2.9%)の順で多くなっています。

主要違反事項



3 今後の方針

北関東の4労働局では、今回の一斉監督指導の結果を踏まえ、今後も建設現場に対する重点的な監督指導を実施するなど引き続き建設工事における労働災害の防止に向けた対策に取り組むこととしています。

(参考) 主な法令違反の態様

事項	主な法令違反の態様
墜落災害の防止 (安衛則 519 条・653 条)	高さが2メートル以上の足場や開口部について、墜落防止用の手すり等を取り付けていなかった。
飛来・崩壊災害の防止 (安衛則 537 条)	資材等が落下する恐れのある場所に防網の設置や立入り禁止などの措置を講じていなかった。
感電災害の防止 (安衛則 349 条)	高圧線の近くで移動式クレーンを用いて作業を行っているのに、高圧線へのブームの接触等による感電防止措置を講じていなかった。
建設機械災害の防止 (安衛則 158 条)	車両系建設機械を用いての作業中、作業員への接触防止措置がとられていなかった。
クレーン災害の防止 (クレーン則 66 条の 2)	建築現場での移動式クレーン作業について、予め作業方法等を定めていなかった。
作業主任者選任と職務履行確保 (安衛則 565 条)	足場の組立て・解体等の作業において、有資格者から作業主任者を選任していなかった。
就業制限に係る業務 (安衛令 20 条)	重さ1トン以上の荷をクレーンにかける玉掛け作業について、無資格の労働者が作業をしていた。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが 10 メートル以上の足場を設置していたにもかかわらず、計画の届出がなされていなかった。(安衛則 85 条) ・アーク溶接の作業に際して防じん用マスクを使用させていなかった。(粉じん則 27 条)

* 安衛令:労働安全衛生法施行令 安衛則:労働安全衛生規則
粉じん則:粉じん障害防止規則 クレーン則:クレーン等安全規則